

新市場竣工後の地下水調査（案）について

1. 新市場竣工後の地下水調査の方針

第 19 回専門家会議において、新市場竣工後の方針として、『水質モニタリング及び必要に応じての揚水対策等の具体的な内容については、建設工事中の調査の結果をみたうえで検討する』こととしている。

また、前回（第 23 回）の専門家会議において、『総合的な安全対策』として挙げた各項目の内容を以下のとおり確認している。

- ① 「土壌汚染に対する安全対策」については、土壌中のベンゼン浄化と自然由来等汚染土壌の被覆を完了した。
- ② 「施設配置の安全対策」については、安全を考慮した施設配置とした。
- ③ 「建築物の安全対策」については、安全対策が講じられた施設が完成した。
- ④ 「新市場竣工後の水質モニタリング及び必要に応じての揚水対策等」の具体的な内容については、第 19 回専門家会議にて確認したとおり、新市場建設工事中の調査結果をみたうえで検討することとしており、今年度に行う渇水期のモニタリング結果をみたうえで、上記の対策済内容も踏まえながら検討する。

本資料では、今年度に行う渇水期のモニタリング結果及び上記①～③の対策済内容を踏まえ、新市場竣工後も地下水調査を継続することとなった場合の調査内容（案）について示す。

2. 新市場竣工後の地下水調査の内容（案）

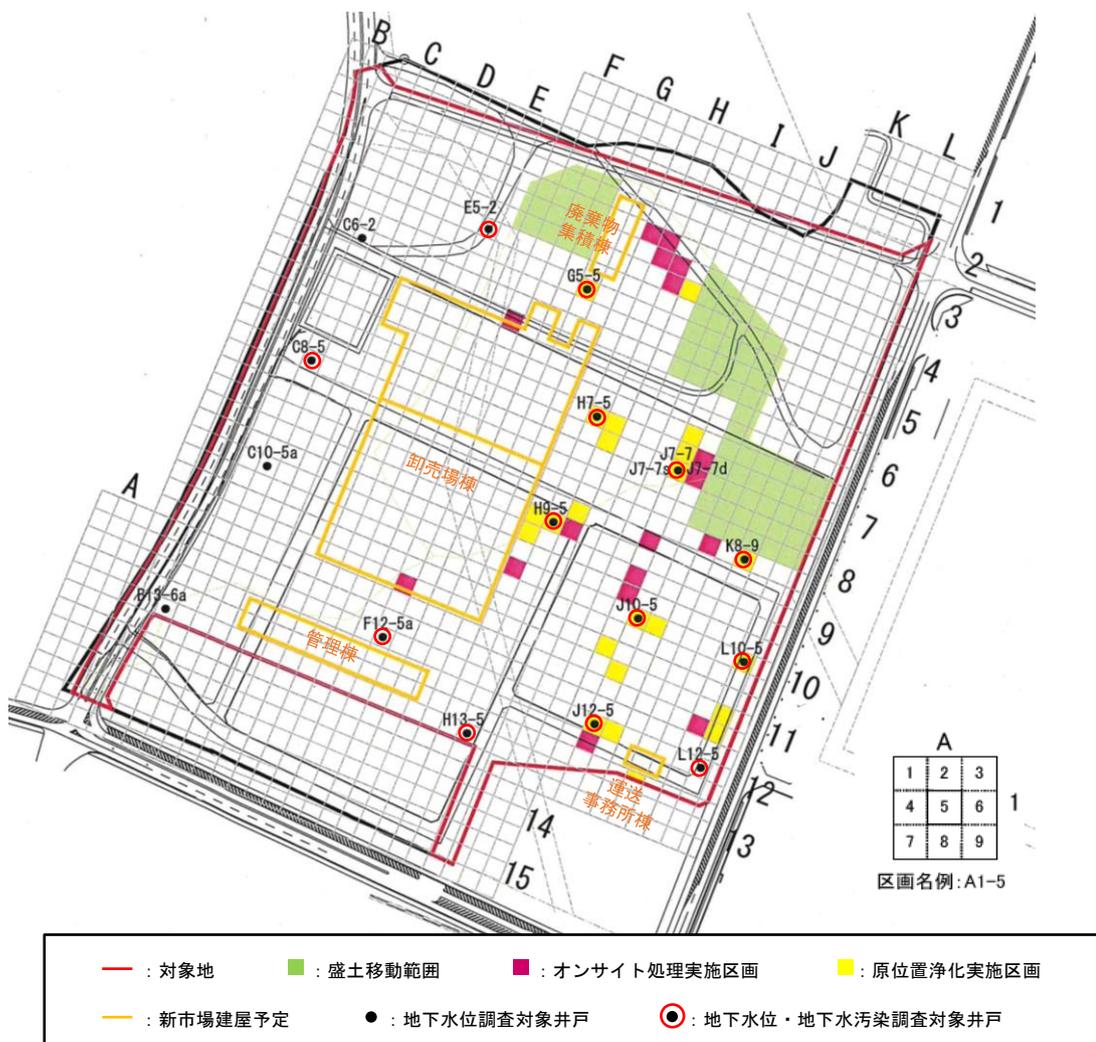
2.1. 調査項目及び位置について

調査項目はこれまでの調査と同様に、地下水位測定調査と地下水汚染調査（ベンゼン地下水濃度の調査）を実施する。

地下水位測定調査については、「地下水位とベンゼン濃度の相関性の確認」及び「地下水の流向の確認」のため、新市場建設工事中に調査対象とした観測井戸と同じ計 18 地点にて実施する。

地下水汚染調査については、新市場建設工事中に調査対象とした観測井戸のうち、これまでの調査にてベンゼン地下水濃度が定量下限値以上の値を示した地点（G5-5、H7-5、H9-5、J7-7s、J7-7、J7-7d、J10-5、J12-5、K8-9、L10-5、L12-5 の 11 地点）及び汚染の広がりが少ないことの確認を目的とする卸売場棟周辺の地点（これまでの全ての調査で定量下限値未満の C8-5、E5-2、F12-5a、H13-5 の 4 地点）の計 15 地点にて実施する。

各井戸の位置を図 2.2.1 に示す。



2.2. 調査頻度、期間について

調査頻度はこれまでと同様に、1年あたり豊水期と渇水期に各1回の計2回実施する。
調査期間については、

- ・第17回専門家会議において、土壌汚染対策が適切に実施され、基準超過土壌の浄化は完了したと判断されている。
- ・地下水の大局的な流れは、土壌汚染対策後の2019年度から2022年度の全ての地下水調査にて、同様の傾向であることを確認している。
- ・土壌汚染対策後の2019年度から2022年度の全ての地下水調査にて、ベンゼンの地下水基準を超過した地点から、卸売場棟範囲へ向かう地下水の流れは確認されない。
- ・これまでの専門家会議にて、土壌の浄化後に残っている地下水中のベンゼン濃度は徐々に減少するのが一般的であるとの見解をいただいている。
- ・土壌汚染対策後の2019年度から2022年度の調査結果を見ると、ベンゼン濃度は急激に増加することはなく、その変化は緩やかである。
- ・新市場の敷地は、土壌汚染対策法に基づく措置（アスファルトによる被覆等）が適切になされ、施設を使用するにあたり安全であると考えられる。
- ・新市場開場後の通常運営において、地下水に直接影響を与えるような施設の使用は想定されない。

ことを踏まえ、現在の調査にて基準超過となっている全ての地点にて基準適合となるにはかなり長い期間を要すると見込まれることから、この緩やかな変化がこれまでと同様に、新市場開場後も継続していくことを確認するために、当面は2023年度と2024年度の2年間を調査期間とする。なお、調査結果については、姫路市ホームページに掲載し、広く公表する。